

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第35号

聖籠町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町国民健康保険税条例施行規則（昭和56年聖籠町規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号

年度分 国民健康保険税申告書

①書き方は裏面にあります。

聖籠町長 様 年 月 日 提出	フリガナ	印	該当する場合は○で囲んでください。 障害者、寡婦	(業種又は職業) In —
	氏名 生年月日 (個人番号)	年 月 日生 ()		
住 所	聖籠町 (1月1日現在の住所)		世帯主の氏名及び続柄	

①所得金額等

所得の種類	A 収入金額	B 必要経費 専従者給与額・専従者控除額を含む	C 所得金額 (A-B)	備 考
事 業	円	円	円	青 (Bのうち専従者給与額専従者控除額)
不 動 産				青 (Bのうち専従者給与額専従者控除額)
給 与				
譲 渡				下記5欄に必要な事項を記入してください。
その他				

(障害者等、事業専従者又は、国保被保険者の欄は、該当する場合に○印を付して下さい。また D 欄は、上記 C 又は A の欄に準じて算出して下さい。)

② 控除対象配偶者・扶養親族

氏 名	続柄	生年月日	障害者等	事業専従者	所得の種類	D 所得金額又は給与の収入金額	申告印	国保被保険者
	配偶者		障・寡					
			障・寡					
			障・寡					
			障・寡					
			障・寡					

③ 譲渡所得に関する事項

資 産 の 種 類 (○印を付してください)	左の資産を取得した年月日	譲 渡 し た 年 月 日	特別控除の特例等
1 土地建物等			交換買換、取用居住用財産、その他()
2 その他の資産			

(裏面)

この申告書の書き方

1 申告を要する人

- (1) 年1月1日現在聖籠町に住所のある方で、年中の合計所得金額が町県民税における基礎控除額(万円)配偶者控除(万円)及び扶養控除額(扶養親族1人当たり 万円、ただし70歳以上の老人扶養親族は 万円、老人扶養親族が同居している場合は 万円、扶養親族が同居している特別障害者は 万円)の合計以下の人。
- (2) 年4月1日現在聖籠町に住所のある国民健康保険税の納税義務者(世帯主)と被保険者(世帯員)及び 年4月1日以降に聖籠町に住所を有することとなった国民健康保険税の納税義務者(世帯主)とその被保険者(世帯員)。
- (3) 長期譲渡所得を有する人でその長期譲渡所得が租税特別措置法に規定する特別控除額にみえない人。

2 記載事項

- ① 所得金額等の欄は、年中の所得についてその種類ごとに記入していただくものですが、次のことに留意してください。
 - (1) 所得とは1年間にあげた収入金額からその収入をあげるために必要な経費(生活費は含まれません)を差引いたものをいいます。
 - (2) 所得の種類については次の区分によってください。
 - ア 事業所得……卸売業、小売業、製造業、飲食業、サービス業などの営業、農作物の生産などの農業、医師、漁獲などのその他の事業から生ずる所得。
 - イ 不動産所得……貸家、貸事務所、ネオンサイン設置など不動産又は不動産上の権利の貸付等によって生ずる所得。
 - ウ 給与所得……俸給、給料、賃金、年金、賞与など。
 - エ 譲渡所得……土地、建物、機械、営業権、著作権などの資産の譲渡による所得。
 - オ その他所得……上記ア～エに含まれない所得(所得税や県民税及び市町村民税所得割が課税されないいわゆる非課税所得を含みます。この場合には所得の種類欄に㊦と表示してください。)
 - (3) 事業所得、不動産所得又は山林所得を有する人で、所得税において青色申告の承認を受けている人は備考欄の「青」を○で囲んでください。
- 3 この申告書は控除対象配偶者又は扶養親族が 年中に所得を有する場合の申告も兼ねられる様式になっておりますので、その場合には控除対象配偶者、扶養親族の欄の「申告印」に各自押印してください。
- 4 その他わかりにくいところがありましたら、下記担当課にお聞きください。
問合せは、聖籠町役場町民課へどうぞ。 電話 27-2111

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。